

# 特集 戦争と医の倫理

## ——ドイツと日本の検証史の比較

中野貞彦

ドイツの「過去の克服」は紆余曲折を経てきた。ニュルンベルグ裁判、ユダヤ人への道徳的・物質的補償を行うルクセンブルグ協定（1952年）をはじめとする補償政策、ナチ追及センター設置とアウシュビッツ裁判（1963～1965年）、1979年に決着した20年間にわたるナチ犯罪の時効論争、ナチ国家は不正国家であるという明確な認識を示したヴァイツェッカー演説（1985年）、強制労働に対する補償基金設立（2000年）、そしてドイツは現在もナチ犯罪を追及し、裁き続けている。

ドイツ国民が復古への逆流やネオナチ運動を押し返してここに至るまでには、議会での無数の論戦、戦後世代の学生運動、ホロコーストの啓発と歴史教育の継続、哲学者や歴史学者の論争など、政治・社会・文化の幅広い分野で、道徳的・倫理的努力がなされてきており、今も続いている。そして国の存立基盤として、ナチ時代を否定する歴史認識には揺るぎがない。

一方、ドイツと対比して、日本では、アメリカの占領政策上、東京裁判において天皇の戦争責任追及がなされず、戦後間もなく戦犯勢力の復権と政権中枢の把握、そして侵略戦争を正当化し憲法を「改正」して戦前への復古を狙う勢力が現在に至るまで存続している。憲法「改正」を許さず、戦争への反省と償いのために努力をしてきたのは国民・市民の側であり、戦後50年経って内外の批判に対し侵略「戦争」の反省を述べた村山談話は、すべての犠牲者・被害者への謝罪と償いという点ではまったく不十分であるが、一定の到達

点といえる。慰安婦に関する1993年の河野談話も、国として償いの資金を出さない大きな弱点を持ちながらも一定の到達点であった。

しかし、「戦後レジームからの脱却」を政治信条とする安倍首相は村山・河野談話見直しを公言し、「戦前への復古」を政治の表舞台に急浮上させている。そしていま、それを許さない国民の運動とがせめぎ合い、外国からも相次いで厳しい批判が出されている。

こういう情勢のもとで、昨年11月に開催された国際シンポジウム「戦争と医の倫理—ドイツと日本の検証史の比較」を基にした本特集を組むことは、まさに時宜にかなっており、その意義はより大きくなっている。

バスティアン論文は、ドイツ医学界における過去の清算が2010年でもまだ緒に就いたばかりであり、誰が何をしたか具体的に追及し、根本的な議論を行うよう呼びかけている。

刈田論文は、戦争中の日本の医学者・医師の加害の犯罪が隠蔽され検証もされていないことを示し、医学犯罪についての謝罪と補償の必要を強調している。

サーラ論文は、安倍政権成立後の戦争美化論を、世論調査や海外の批判も紹介しながら、戦争責任をきちんと負わなければ、日本の立場が危うくなることを警告している。

西山論文は、国際シンポジウムと「戦争と医の倫理」の検証を進める会の活動から、戦争責任を明らかにすることが現在の日本の医学界の道徳的・倫理的規範形成に繋がることを示し、多くの課題を提示している。

（なかの・さだひこ：東京支部，電子工学）